

平成24年第5回中間市議会定例会会期日程（案）

（会期 12月4日～12月18日：15日間）

月 日	曜	本 会 議	委 員 会	審 査 事 項
12月 4日	火	開 議 午前10時		1. 会期の決定 2. 議会人事 3. 同意案第7号 4. 承認第6号 5. 議案第48号～第63号 ┌ 議案上程・提案理由説明   ┐ └ 質疑・討論・採決         └
12月 5日	水	休 会		
12月 6日	木	開 議 午前10時		1. 一般質問 2. 議案第48号～第63号 [ 質疑・委員会付託 ]
12月 7日	金	休 会		
12月 8日	土	休 会		
12月 9日	日	休 会		
12月10日	月	休 会	委員会	
12月11日	火	休 会	委員会	
12月12日	水	休 会	委員会	
12月13日	木	休 会	委員会	
12月14日	金	休 会	委員会	
12月15日	土	休 会		
12月16日	日	休 会		
12月17日	月	休 会	委員会	
12月18日	火	開 議 午前10時		1. 同意案第8号・第9号 1. 議案第48号～第63号 2. 議員提出議案第3号 3. 意見書案第20号～第23号 4. 追加議案 ┌ 委員長報告・議案上程         ┐ └ 提案理由説明・質疑・討論・採決   └



## 諸 般 の 報 告

第 5 回 中 間 市 議 会 定 例 会

平 成 2 4 年 1 2 月 4 日

(報告書の受領)

1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、各会計の例月出納検査結果報告書を、下記のとおり監査委員から10月15日、23日、11月6日付でそれぞれ受領した。

記

- (1) 病 院 事 業 会 計 平成24年度4月分～5月分  
(2) 水 道 事 業 会 計 平成24年度4月分～6月分

2. 地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査結果報告書を下記のとおり監査委員から10月15日、11月8日付でそれぞれ受領した。

記

- (1) 会 計 課 平成23年度  
平成24年度 (平成24年4月～6月)  
(2) 課 税 課 平成23年度  
平成24年度 (平成24年4月～6月)  
(3) 収 納 課 平成23年度  
平成24年度 (平成24年4月～6月)

(意見書の提出)

平成24年9月25日の本会議で可決された下記の意見書を関係機関に対し同日付でそれぞれ送付した。

記

- (1) 自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書  
(2) 気象事業の整備拡充を求める意見書



議事日程 (第1号)

平成24年12月4日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 議会運営委員の補欠選任の件
- 日程第 3 行財政改革特別委員会の定数変更の件
- 日程第 4 中間市立病院を考える特別委員会の定数変更の件
- 日程第 5 特別委員の補欠選任の件
- 日程第 6 同意案第7号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について  
(日程第6 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 7 承認第6号 専決処分を報告し、承認を求めることについて  
(日程第7 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 8 第48号議案 平成24年度中間市一般会計補正予算 (第3号)
- 日程第 9 第49号議案 平成24年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算  
(第3号)
- 日程第10 第50号議案 平成24年度中間市公共下水道事業特別会計補正予  
算 (第1号)
- 日程第11 第51号議案 平成24年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第  
2号)  
(日程第8～日程第11 提案理由説明)
- 日程第12 第52号議案 中間市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入  
所定員に係る基準、指定地域密着型サービス事業者の指  
定要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設  
備及び運営に係る基準に関する条例
- 日程第13 第53号議案 中間市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定要件  
並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、  
設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに  
係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に  
関する条例
- 日程第14 第54号議案 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉  
施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行

に伴う関係条例の整理に関する条例

- 日程第15 第55号議案 中間市公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例  
(日程第12～日程第15 提案理由説明)
- 日程第16 第56号議案 財産の処分について  
(日程第16 提案理由説明)
- 日程第17 第57号議案 公の施設の指定管理者の指定について  
(日程第17 提案理由説明)
- 日程第18 第58号議案 中間市道路線の認定について  
(日程第18 提案理由説明)
- 日程第19 第59号議案 福岡県市町村災害共済基金組合規約の変更について
- 日程第20 第60号議案 福岡県市町村災害共済基金組合の解散について
- 日程第21 第61号議案 福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分について  
(日程第19～日程第21 提案理由説明)
- 日程第22 第62号議案 遠賀・中間地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び遠賀・中間地域広域行政事務組合規約の変更について
- 日程第23 第63号議案 遠賀・中間地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について  
(日程第22～日程第23 提案理由説明)
- 日程第24 会議録署名議員の指名

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員 (19名)

1 番 宮下 寛君	2 番 青木 孝子君
3 番 田口 澄雄君	4 番 佐々木晴一君
5 番 植本 種實君	6 番 中野 勝寛君
7 番 片岡 誠二君	8 番 堀田 英雄君
9 番 山本 慎悟君	10 番 掛田るみ子君
11 番 草場 満彦君	12 番 中尾 淳子君
13 番 安田 明美君	14 番 藤本 利彦君
15 番 原田 隆博君	16 番 古野 嘉久君
17 番 下川 俊秀君	18 番 米満 一彦君

19番 井上 太一君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	………	松下 俊男君	副市長	………	行徳 幸弘君
総務部長	………	白尾 啓介君	市民部長	………	成光 嘉明君
保健福祉部長	………	白橋 宏君	建設産業部長	………	後藤 哲治君
教育部長	………	松尾 壮吾君	上下水道局長	………	永野 博之君
市立病院事務長	………	三島 秀信君	消防長	………	安田光太郎君
企画政策課長	………	藤崎 幹彦君	財政課長	………	高橋 洋君
福祉支援課長	………	貞末 孝光君	介護保険課長	………	山本 信弘君
健康増進課長	………	濱田 孝弘君	土木管理課長	………	井手 和文君
産業振興課長	………	小南 敏夫君	下水道課長	………	中嶋 秀喜君
教育総務課長	………	田中 英敏君	生涯学習課長	………	安永日出男君
総務課長補佐	………	末廣 勝彦君			
選挙管理委員会事務局長	………				奥野 悦朗君

---

事務局出席職員職氏名

事務局長	小田 清人君	次 長	西村 拓生君
書 記	岡 和訓君	書 記	森 研二君

---

午前9時58開会

○議長（片岡 誠二君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は19名で、定足数に達しております。これより平成24年第5回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付しておりますのでご了承をお願いいたします。この際、日程に入ります前に諸般の報告を行います。報告事項はお手元に配付してあるとおりであります。朗読は省略したいと思いますのでご了承をお願いいたします。なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますのでご了承をお願いいたします。

---

日程第1. 会期の決定

○議長（片岡 誠二君）

これより日程第1、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり本日から12月18日までの15日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は15日間と決しました。

---

日程第2. 議会運営委員の補欠選任の件

○議長（片岡 誠二君）

次に、日程第2、議会運営委員の補欠選任の件を議題といたします。議会運営委員の補欠選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、佐々木晴一君を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました佐々木晴一君を選任することに決しました。

---

日程第3. 行財政改革特別委員会の定数変更の件

○議長（片岡 誠二君）

次に、日程第3、行財政改革特別委員会の定数変更の件を議題といたします。お諮りいたします。会派構成の変更に伴い、行財政改革特別委員会の定数を8人から9人に変更したいと思いますが、これにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）



○議長（片岡 誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、行財政改革特別委員会の定数を8人から9人に変更することに決しました。

---

#### 日程第4. 中間市立病院を考える特別委員会の定数変更の件

○議長（片岡 誠二君）

次に、日程第4、中間市立病院を考える特別委員会の定数変更の件を議題といたします。お諮りいたします。会派構成の変更に伴い、中間市立病院を考える特別委員会の定数を9人から10人に変更したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、中間市立病院を考える特別委員会の定数を9人から10人に変更することに決しました。

---

#### 日程第5. 特別委員の補欠選任の件

○議長（片岡 誠二君）

次に、日程第5、特別委員の補欠選任の件を議題といたします。

特別委員の補欠選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、行財政改革特別委員及び中間市立病院を考える特別委員に佐々木晴一君を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました佐々木晴一君を行財政改革特別委員及び中間市立病院を考える特別委員に選任することに決しました。

---

#### 日程第6. 同意案第7号

○議長（片岡 誠二君）

次に、日程第6、同意案第7号を議題とし、提案理由の説明を求めます。はい、松山市長。

○市長（松下 俊男君）

同意案第7号固定資産評価審査委員会の委員の選任について、提案理由を申し上げます。本市の固定資産評価審査委員会の委員でございます今井昇氏の任期が平成24年12月25日をもって満了となります。つきましては、後任に坂口充笑氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めらるものでございます。

ご同意のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（片岡 誠二君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第7号は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

討論なしと認めます。

これより同意案第7号固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（片岡 誠二君）

ただいまの出席議員は18人であります。

投票用紙の配付をさせます。

（投票用紙配付）

○議長（片岡 誠二君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（片岡 誠二君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件について同意することに賛成の諸君は賛成と、また反対の諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第70条第2項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

(事務局長点呼・議員投票)

---

1 番	宮下 寛議員	2 番	青木 孝子議員
3 番	田口 澄雄議員	4 番	佐々木晴一議員
5 番	植本 種實議員	6 番	中野 勝寛議員
8 番	堀田 英雄議員	9 番	山本 慎悟議員
10 番	掛田るみ子議員	11 番	草場 満彦議員
12 番	中尾 淳子議員	13 番	安田 明美議員
14 番	藤本 利彦議員	15 番	原田 隆博議員
16 番	古野 嘉久議員	17 番	下川 俊秀議員
18 番	米満 一彦議員	19 番	井上 太一議員

---

○議長 (片岡 誠二君)

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (片岡 誠二君)

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長 (片岡 誠二君)

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に田口澄雄君及び米満一彦君を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

(開票)

○議長 (片岡 誠二君)

投票の結果を報告いたします。投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、賛成17票、反対1票。

以上のおり賛成多数であります。よって、同意案第7号については、これを同意することに決しました。

この際、暫時休憩といたします。

午前10時08分休憩

---

午前10時09分再開

○議長 (片岡 誠二君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

## 日程第7. 承認第6号

### ○議長（片岡 誠二君）

次に、日程第7、承認第6号専決処分を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

### ○市長（松下 俊男君）

承認第6号平成24年度中間市一般会計補正予算（第2号）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分といたしましたので、同条第3項の規定によりご報告を申し上げます。

平成24年11月16日に衆議院が解散したことに伴いまして、衆議院議員総選挙を行うこととなっております。総選挙は12月4日に公示、12月16日に投開票とされたため、選挙の実施に要する経費に係る予算に関して、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、11月16日付で専決処分としたものでございます。

具体的な補正予算の内容でございますが、主な歳出では、投開票における管理者、立会人等の報酬に90万円、投開票に従事する職員の時間外勤務手当に420万円、臨時職員賃金に250万円、投票入場券郵送料等の通信運搬費に210万円、投票箱等の備品購入費に100万円を計上し、総額1,380万円の予算措置を行っております。これらの歳出の財源といたしましては、歳入予算につきまして全額国からの衆議院議員総選挙委託金となっております、本市の財政負担は要しないものとなっております。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ1,380万円を追加をし、予算の総額を歳入歳出それぞれ167億400万円としたものでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

### ○議長（片岡 誠二君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

### ○議長（片岡 誠二君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております専決処分は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

### ○議長（片岡 誠二君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

### ○議長（片岡 誠二君）

討論なしと認めます。

これより承認第6号専決処分を報告し、承認を求めることについてを採決いたします。  
本案については、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(片岡 誠二君)

ご異議なしと認めます。よって、承認第6号は承認することに決しました。

---

日程第 8. 第48号議案

日程第 9. 第49号議案

日程第10. 第50号議案

日程第11. 第51号議案

○議長(片岡 誠二君)

次に、日程第8、第48号議案から日程第11、第51号議案までの平成24年度各会計補正予算4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。はい、松下市長。

○市長(松下 俊男君)

第48号議案平成24年度中間市一般会計補正予算(第3号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算の主なものといたしましては、歳出につきましては総務費において、旧恩給組合追加共済費が確定したことによりまして、1,890万円の減額、平成23年度実施事業における国県補助金確定に伴います返還金1,040万円、さらに交通安全施設整備工事費といたしまして160万円を計上いたしております。

民生費においては、障がい者福祉における対象者及びサービス利用が増加したことによりまして、生活介護サービス給付費等の扶助費を1億7,150万円、体育文化センター等の公共施設をバリアフリー化する工事費といたしまして950万円、子育て支援センターの耐震診断調査委託費を420万円、ひとり親家庭、障がい者や乳幼児・児童に係る医療費といたしまして1,690万円をそれぞれ増額計上をいたしております。

土木費におきましては、市道の維持補修に係る修繕料800万円、市営住宅の修繕及び空き家工事費470万円をそれぞれ増額するとともに、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業における国庫補助金減額に伴い、工事費を2,010万円減額計上いたしております。

教育費におきましては、当初予算において耐震診断及び実施設計委託料を計上しておりました中間小学校の校舎及び体育館の耐震化事業であります。診断の結果、耐震補強工事が必要となりましたことから、耐震補強工事及び監理業務委託料といたしまして8,480万円を計上し、学校耐震化をさらに推進していくこととしております。

公債費におきましては、利率5%以上で借り入れた高金利の起債が、補償金免除で借り換えられることになったことから、金利負担軽減のため、その繰上償還経費といたしまして8,250万円を計上いたしております。

また、特別会計への繰出金では、国民健康保険事業に200万円、介護保険事業に970万円を職員人件費財源として増額計上するとともに、公共下水道事業においては、受益者負担金増額により670万円減額いたしております。

こうした経費の財源となります歳入につきましては、障害者自立支援給付費等国県負担金1億2,860万円、中間小学校耐震化事業に係る学校施設環境改善交付金4,860万円、公的資金補償金免除繰上償還の借換債を初めとする地方債1億1,050万円、財政調整基金繰入金6,000万円をそれぞれ増額いたしております。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ3億5,770万円を追加をし、予算の総額を歳入歳出それぞれ170億6,170万円とするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

次に、第49号議案平成24年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

歳出の主な内容といたしましては、人事異動等に伴い、職員人件費を270万円、保険税軽減特例措置延長に伴う電算システム改修委託料を660万円、保険給付費を4億5,310万円、後期高齢者支援金等を6,230万円、介護納付金を2,380万円、償還金利子及び割引料を8,740万円追加をし、老人保健拠出金を490万円、前期高齢者納付金等を100万円減額をいたしております。

次に、歳入につきましては、国庫負担金を1億2,900万円、国庫補助金を3,460万円、療養給付費交付金を1億3,080万円、県補助金を2,410万円、一般会計繰入金を200万円、歳入欠かん補填収入を3億940万円追加をいたしております。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ6億3,019万円を追加をし、予算の総額を歳入歳出それぞれ73億5,855万円とするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

次に、第50号議案平成24年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正の主な内容といたしましては、歳出におきまして、下水道受益者負担金の一括納付件数が増加したことによりまして、受益者負担金報償金を210万円増額するものでございます。

次に、歳入におきましては、下水道受益者負担金を880万円増額をし、また一般会計繰入金を670万円減額するものでございます。

以上により、歳入歳出それぞれ210万円を追加をし、予算の総額を歳入歳出それぞれ20億9,945万円とするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

次に、第51号議案平成24年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

まず、保険事業勘定の歳出におきましては、総務費を960万円、地域支援事業費を100万円増額いたしております。これは人事異動等に伴う人件費の増額でございます。

次に、歳入につきましては、歳出補正に伴い、介護保険料20万円、国庫補助金30万円、県補助金10万円及び一般会計繰入金970万円を増額いたしております。

以上によりまして、保険事業勘定の補正予算の総額に歳入歳出それぞれ1,060万円を追加をし、保険事業勘定に介護サービス事業勘定を加えた予算の総額を歳入歳出それぞれ42億6,435万円とするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

**○議長（片岡 誠二君）**

ただいま議題となっております平成24年度各会計補正予算4件に対する質疑は、12月6日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

**日程第12. 第52号議案**

**日程第13. 第53号議案**

**日程第14. 第54号議案**

**日程第15. 第55号議案**

**○議長（片岡 誠二君）**

次に、日程第12、第52号議案から日程第15、第55議案までの条例4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。はい、松下市長。

**○市長（松下 俊男君）**

第52号議案中間市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員に係る基準、指定地域密着型サービス事業者の指定要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例及び第53号議案中間市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定要件並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例につきましては、関連がございますので一括して提案理由を申し上げます。

今回の条例制定は、平成23年度に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第1次一括法及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が公布をされ、介護保険法の一部が改正されたことに伴うものでございます。

条例の主な内容といたしましては、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者、人員、設備、運営等に関する事項を定めるものでございます。

また、市民の安全・安心の確保を図るために、指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定要件について、中間市暴力団排除条例に準じた資格基準を定めるとともに、昨今、日本各地でさまざまな災害が発生していることから、災害対策として防災マニュアルの作成を義務づけることといたしております。地域の実情に応じた中間市独自の基準を設けております。

なお、本条例の施行日につきましては、平成25年4月1日といたしております。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

次に、第54号議案地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、平成24年6月27日に公布されました「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が一部の規定を除き、平成25年4月1日に施行され、また、残りの規定につきましては、平成26年4月1日に施行されることに伴うものでございます。

この法律は、地域社会における共生の実現に向けて、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずることを目的とするものでございます。

その内容といたしましては、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、制度の谷間を埋めるべく、障がい者の範囲に難病等を加えるなど障害保健福祉サービスの総合的な充実を図るものでございます。

以上のことから、本市の関係条例における「障害者自立支援法」に係る規定の整備を行うこととするものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の施行日に合わせ、一部の規定を除き、平成25年4月1日として、残りの規定につきましては平成26年4月1日とするものでございます。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、第55号議案中間市公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例制定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により、下水道法が一部改正されたことに伴うものでございます。



下水道法の一部改正により、公共下水道の構造の技術上の基準等について、同法施行令を参酌し、地方公共団体が条例で定めることとされたことから、公共下水道における排水施設の構造及び材料並びに人が立ち入ることが予定されている部分の水質の基準について、新たに条例で制定するものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、議決をいただいた後の公布の日からといたしております。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

#### ○議長（片岡 誠二君）

ただいま議題となっております条例4件に対する質疑は、12月6日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

#### 日程第16. 第56号議案

#### ○議長（片岡 誠二君）

次に、日程第16、第56号議案財産の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

#### ○市長（松下 俊男君）

第56号議案財産の処分について、提案理由を申し上げます。

今回処分いたします財産は、企業誘致促進事業用地といたしまして、五楽工業団地内に中間市土地開発公社が先行取得をし、本年9月定例会市議会において、中間市がその全部を買い戻すことについて議決をいただきました中間市大字中底井野字六反田1番12を含む5筆の土地の合計面積1万612.43平方メートルのうち、5,653.83平方メートルの土地でございます。

今回の財産の処分におきましては、当該事業用地の購入を希望する事業者に対しまして売却を行うため、本年11月1日から同月14日までの間、当該事業用地の売却に関する公募を行いましたところ、購入を希望する事業者からの応募がございましたので、売却対象事業者の選考を行っております。

なお、当該売却対象事業者につきましては、中間市企業誘致促進事業用地売却に関する規則及び当事業用地売却要領に基づきまして、当該事業者から提出されました当事業用地計画概要書及び決算書等の財務関係書類、会社概要書等により、当事業用地に適合する施設計画であるかなど事業計画を総合的に判断した上、愛知県清須市に本社が所在いたします株式会社宮崎に決定いたしております。

このことによりまして本年11月20日付で、同社と処分価格8,551万円4,178円で土地売買の仮契約を締結いたしているところでございます。

なお、このたびの契約の締結に当たりましては、「地方自治法第96条第1項第8号」及び「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条」の規定に

よりまして、1件の予定価格が2,000万円以上、かつ面積が5,000平方メートル以上である土地を売り払う場合においては、議会の議決が必要となっておりますことから、当該土地の処分について議決を求めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

#### ○議長（片岡 誠二君）

ただいま議題となっております第56号議案に対する質疑は、12月6日の本会議で行いますのでご了承をお願いいたします。

---

### 日程第17. 第57号議案

#### ○議長（片岡 誠二君）

次に、日程第17、第57号議案公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松上市長。

#### ○市長（松下 俊男君）

第57号議案公の施設の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

中間市生涯学習センターは平成22年度から、株式会社西日本医療福祉総合センターを指定管理者としてまいりましたが、平成25年3月31日をもちまして指定期間が満了となりますことから、「中間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例」に基づきまして、平成25年4月1日からの指定管理者の指定を行うものでございます。

指定管理者の選定につきましては、同条例第2条の規定に基づきまして公募を行い、申請のありました株式会社西日本医療福祉総合センターの1社について、同条例施行規則に基づき設置した「指定管理者選定委員会」において、施設の事業計画及び収支計画、当該事業者の経営状況、施設運営計画等の書類審査を行い、当該事業者を指定管理者の候補者として選定をいたしております。

選定の理由といたしましては、利用者の平等性の確保、サービスの向上を図るための事業計画、施設の適切な維持管理、経費の縮減に関する運営計画等が総合的に高い評価を得たこと、また現在実施しております講座数や利用者の増加など過去3年間の実績が高い評価を得たことによるものでございます。

なお、指定期間につきましては、平成24年5月に改訂いたしました「指定管理者制度の運用方針」に基づきまして、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間とするものでございます。

以上によりまして、株式会社西日本医療福祉総合センターを中間市生涯学習センターの指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（片岡 誠二君）

ただいま議題となっております第57号議案に対する質疑は、12月6日の本会議で行いますのでご了承をお願いいたします。

---

日程第18. 第58号議案

○議長（片岡 誠二君）

次に、日程第18、第58号議案中間市道路線の認定についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第58号議案中間市道路線の認定について、提案理由を申し上げます。

今回認定をいたします路線は、「扇ヶ浦団地38号線」、「高見団地5号線」、「高見団地6号線」及び「松ヶ岡団地19号線」の4路線でございます。

まず、「扇ヶ浦団地38号線」、「高見団地5号線」及び「高見団地6号線」につきましては、従来から当該地区住民の生活道路として利用されているため、認定をするものでございます。

これらの路線の概要といたしましては、「扇ヶ浦団地38号線」にあつては幅員4.7メートル、実延長32.9メートル、「高見団地5号線」にあつては幅員4.1メートル、実延長41.3メートル、「高見団地6号線」にあつては幅員4.9メートル、実延長39.7メートルでございます。

次に、「松ヶ岡団地19号線」につきましては、中尾四丁目地内の開発行為に伴い、帰属を受け、認定をするものでございます。

道路の概要といたしましては、幅員6メートル、実延長23.6メートルでございます。

以上のとおり、4路線を公共の用に供するため、市道として認定するに当たりまして、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（片岡 誠二君）

ただいま議題となっております第58号議案に対する質疑は、12月6日の本会議で行いますのでご了承をお願いいたします。

---

日程第19. 第59号議案

日程第20. 第60号議案

日程第21. 第61号議案

○議長（片岡 誠二君）

次に、日程第19、第59号議案から日程第21、第61号議案までの組合規約変更等3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

**○市長（松下 俊男君）**

第59号議案福岡県市町村災害共済基金組規約の変更について、第60号議案福岡県市町村災害共済基金組合の解散について及び第61号議案福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分についてにつきましては、関連がございますので一括して提案理由を申し上げます。

本市が加入する福岡県市町村災害共済基金組合は、福岡県内の全市町村が災害に関する費用に充てるため、互助共済方式によりまして行う積立金に関する事務を共同処理する一部事務組合であります。近年、国の災害に対する財政支援措置が充実されたため、平成25年3月31日をもって、当該組合を解散する方向で手続を進めているところでございます。

なお、組合を解散した場合の事務は、福津市が承継する予定であることから、地方自治法施行令第218条の2の規定に基づきまして、福岡県市町村災害共済基金組規約を変更する必要があり、規約の変更においては、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体の協議を経た上で、県知事の許可を要するものでございます。

さらに、解散に伴う財産処分でございますが、普通納付金及び任意納付金は組合を構成する市町村に帰属し、福岡県公営競技収益金均てん化基金は、福岡県自治振興組合に帰属する予定でございます。

この財産処分を定めることも、地方自治法第289条の規定により、関係地方公共団体の協議を要するものでございます。

以上、福岡県市町村災害共済基金組合の規約の変更、解散及び財産処分に関する協議について、地方自治法第290条の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

当該組合は解散いたしますが、今後、災害に要する経費が生じた場合は、国や県の財政支援措置を最大限活用し、可能な限り本市の財政負担を要しないように対応することといたしております。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

**○議長（片岡 誠二君）**

ただいま議題となっております組規約変更等3件に対する質疑は、12月6日の本会議で行いますのでご了承をお願いいたします。

---

**日程第22. 第62号議案**

**日程第23. 第63号議案**

**○議長（片岡 誠二君）**

次に、日程第22、第62号議案及び日程第23、第63号議案の組規約変更等2件

を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

#### ○市長（松下 俊男君）

第62号議案遠賀・中間地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び遠賀・中間地域広域行政事務組合規約の変更について及び第63号議案遠賀・中間地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分についてにつきましては、関連がございますので一括して提案理由を申し上げます。

今回の規約の変更及び財産処分につきましては、遠賀・中間地域広域行政事務組合で処理いたしております老人福祉施設遠賀静光園の事務を廃止をし、民間による管理運営を行うことによるものでございます。

遠賀静光園は昭和36年4月に本市及び遠賀郡4町の共同処理事務といたしまして開設をし、以来、遠賀・中間地域広域行政事務組合が管理運営を行い、これまで老人福祉行政の一翼を担ってまいりましたが、今後さらなる高齢化社会を迎えるに当たりまして、その果たす役割はますます重要になるものと思われ、多様化する介護支援ニーズに対応するため、実績ある民間事業所によります管理運営がなされることとなっております。

また、同園に対する運営費の年間約2,000万円の負担も削減され、厳しい財政状況にある本市及び遠賀郡4町の負担が軽減されることとなります。

さて、今回の規約の変更の内容でございますが、遠賀静光園に関する事務を廃止することに伴い、組合の共同する事務の中から、老人福祉施設遠賀静光園に関する事務を削るものでございます。

なお、施行日につきましては、平成25年4月1日でございます。

規約の変更に当たりましては、地方自治法第286条第1項の規定によりまして、関係地方公共団体の協議が必要であることから、同法第290条の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

次に、財産の処分につきましては、遠賀静光園の事務の廃止に伴い、遠賀・中間地域広域行政事務組合が所有する同園の建物を、平成25年4月1日から社会福祉法人福祉松快園に帰属させるものでございます。地方自治法第289条の規定によりまして、関係地方公共団体の協議が必要でありますことから、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

#### ○議長（片岡 誠二君）

ただいま議題となっております組合規約変更等2件に対する質疑は、12月6日の本会議で行いますのでご了承をお願いいたします。

---

#### 日程第24. 会議録署名議員の指名

○議長（片岡 誠二君）

これより日程第24、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において佐々木晴一君及び古野嘉久君を指名いたします。

---

○議長（片岡 誠二君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会といたします。

午前10時43分散会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長            片   岡   誠   二

議 員            佐 々 木   晴   一

議 員            古   野   嘉   久